

## 群馬県歯科口腔保健サポーター養成事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、「第2次群馬県歯科口腔保健推進計画」に基づき、歯科口腔保健に関する基礎知識を身につけた歯科口腔保健サポーター（以下「サポーター」という。）を養成し、住民主体の歯科口腔保健に関する取り組みを推進する事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2 事業実施主体は群馬県とする。なお、地域の実情に合った事業を実施するために保健福祉事務所の協力を得て実施する。

### (対象者)

第3 事業の対象者は、歯科口腔保健の知識を地域住民等に広める意欲がある県民及び歯科保健医療従事者とする。

### (事業内容)

第4 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) サポーター養成講座を開催する。
- (2) サポーター養成講座は、講義、実習を組み合わせ、概ね90分程度とする。
- (3) サポーター養成講座は、歯科口腔保健の基礎知識や歯科疾病の予防方法等について研修し、健康福祉部保健予防課から講師を派遣する。
- (4) 養成講座を修了した者へ修了証を交付し、修了者名簿に登録する。
- (5) 歯科口腔保健の知識を更に身に付けてもらうために、登録されたサポーターへ「歯と口の健康週間県民公開講座」及び「群馬県歯科保健大会県民公開講座」の開催案内を送付する。
- (6) サポーターが市町村等の歯科関連事業で活動できるように支援する。

### (サポーターの役割)

第5 養成講座にて歯科口腔保健に関する基礎的な知識を身に付け、自身の健康増進、介護予防はもとより、日常生活や健康関連のボランティア活動等を通じて、自ら有益な健康情報を発信する。

### (雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、保健予防課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和元年10月10日から施行する。